

長浜市告示第254号

長浜市株式会社黒壁経営改革資金貸付要綱を次のように定める。

令和7年7月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市株式会社黒壁経営改革資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社黒壁の抜本的な経営改革の推進に対し市が支援を図る観点から、経営改革に要する費用の一部について貸付けを行うことにより、株式会社黒壁の持続可能な経営基盤を構築することを目的とする。

(貸付対象費用)

第2条 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、株式会社黒壁の抜本的な経営改革の推進に要する費用とする。ただし、既存借入の返済に要する費用は除くものとする。

(貸付対象法人)

第3条 貸付けの対象となる法人（以下「対象法人」という。）は、株式会社黒壁とする。

(貸付限度額)

第4条 第2条に規定する貸付対象費用に対する貸付けの限度額は、1年度につき1,000万円とする。

(貸付利率)

第5条 貸付利率は、年2.0パーセントとする。ただし、変動金利とし、株式会社滋賀銀行の定める短期プライムレート基準に準ずるものとする。

(償還期間)

第6条 貸付金の償還期間は、最長で実行年度から3年度後の3月31日までとする。

(償還方法)

第7条 貸付金の償還方法は、期日一括償還の方法によるものとする。

2 償還期日は、毎年度3月31日とする。ただし、当該期日が金融機関の休業日に当たる場合は、当該休業日の直後の営業日を償還期日とする。

(貸付方法)

第8条 貸付けは、証書貸付の方法によるものとする。

(貸付申請)

第9条 対象法人が貸付けを受けようとする場合は、資金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申し込むものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 抜本的な経営改革の推進に要する費用計画書
- (3) 貸付金の全償還期間の年度別損益・資金収支計画書

- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) その他貸付審査に当たり必要な補足資料
(貸付決定等)

第10条 市長は、貸付けを行うことを決定したときは資金貸付決定通知書（様式第2号）を交付し、貸付けを行わないことを決定したときはその旨を通知するものとする。
(貸付金の交付)

第11条 対象法人は、前条の規定による貸付決定の通知を受けた後、速やかに資金支払請求書（様式第3号）を提出するものとする。
(優先弁済権の設定等)

第12条 対象法人は、前条に規定する書類の提出後、貸付金について、市を第1順位とする優先弁済権を設定するため、優先弁済権設定等に関する契約証書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
(貸付金の管理)

第13条 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付金に対する償還の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付金の運用状況等について必要に応じて調査を行い、又は対象法人に報告を行わせることができる。
(遅延利息)

第14条 市長は、対象法人が貸付金の償還（次条に規定する貸付金の返還を含む。）を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額に年5パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として請求することができる。
(期限の利益の喪失)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象法人に対し、償還期日前に貸付金の全部の償還を請求することができる。

- (1) 対象法人が貸付金を目的以外に使用したとき。
- (2) 対象法人が貸付金を他に譲渡しようとするとき。
- (3) 対象法人が支払いを停止したとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (4) 対象法人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (5) 対象法人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。
- (6) 対象法人が他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき、又は競売の申立てを受けたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効前に、この要綱に基づき貸付決定された貸付金については、なおその効力を有する。

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 所在地
名 称
代表者

資金貸付申請書

長浜市株式会社黒壁経営改革資金貸付要綱に基づき、株式会社黒壁の抜本的な経営改革に要する費用の貸付けを受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付申請額 円
- 2 貸付希望期日 年 月 日
- 3 最終償還予定日 年 月 日
- 4 添付資料
 - (1) 定款の写し
 - (2) 抜本的な経営改革の推進に要する費用計画書
 - (3) 貸付金の全償還期間の年度別損益・資金収支計画書
 - (4) 期、 期、 期損益計算書及び貸借対照表
 - (5) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

第 号
年 月 日

様

長浜市長

資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった資金については、下記のとおり貸付を行うことを決定したので、長浜市株式会社黒壁経営改革資金貸付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

- 1 貸付決定額 円
- 2 貸付予定日 年 月 日
- 3 貸付利率 年2.0パーセント

(ただし、変動金利とし、株式会社滋賀銀行の定める短期プライムレート基準に準ずる)

- 4 償還方法 期日一括償還
- 5 最終償還予定日 年 月 日

年 月 日

長浜市長 あて

郵便番号

所在地

申込者 名称

代表者名

電話 ()

資金支払請求書

年 月 日付け 第 号で貸付決定を受けた資金につきましては、
下記のとおり支払請求いたします。

記

1 支払請求金額 円

2 資金振込先

金融機関名 行 支店

口座種目 普通・当座 口座番号

フリガナ
口座名義

優先弁済権設定等に関する契約証書

長浜市長 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)
とは長浜市株式会社黒壁経営改革資金貸付要綱の定めによる資金貸付に伴う優先弁済権設定等に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は乙に対して下記により金員を貸し付け、乙はこれを受領した。

記

金額 金 円 (原因 年 月 日 金銭消費貸借)

利率 年2.0パーセント

(ただし、変動金利とし、株式会社滋賀銀行の定める短期プライムレート基準に準ずる)

償還方法 期日一括償還

最終償還予定日 年 月 日

第2条 乙は、前条の債務の償還を担保するため、上記記載の貸付金に甲を第1順位の権利者とする優先弁済権を設定する。

第3条 乙は、貸付金について、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付金を目的以外に使用すること。

(2) 貸付金を他に譲渡すること。

第4条 乙が貸付金の償還を完了したときは、甲及び乙は速やかに優先弁済権を抹消するものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 所在地 長浜市八幡東町632番地

長浜市長

乙 所在地

名称

代表者

実印